

基 発 1 2 2 3 第 2 号
令 和 3 年 1 2 月 2 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」の一部改正について

今般、新たに建材中の石綿含有率の分析方法に関連する日本工業規格として、令和3年8月20日付けでJIS A 1481-5（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第5部：X線回折法によるアスベストの定量分析方法（第1部の定性的判定方法を用いる場合の方法））が制定されたところである。

については、関係専門家の検討を踏まえ、令和2年9月1日付け基発0901第10号「石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」の一部を別添のとおり改正したので、その運用に遺漏なきを期されたい。